

Title	基督教会と徴利問題 (五)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.11 (1921. 11) ,p.1467(55)- 1490(78)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19211101-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しことあり、殊に英國の商人が比較的多く出入せしはストラルズンドにして、只だ彼等の取引が大規模にあらざりしことはハンザの都市が是等外國商人の競争に對して特殊なる規定を設けざりしを以ても知るを得可し、次ぎに十四世紀に於て英國人の通商上、重要視せられしは普魯西の騎士領にして是等の地方には戦争其他の事變發生する毎に英國方面の騎士多く赴きし結果自然兩國の經濟關係をして密接ならしむるに至り、同方面に赴きし英國商人は他方面に於ける英國商人よりも日常の取引に於て遙かに大なる自由を有せしが如し、然かも此自由は其後英國方面のハンザ商人に對する態度の變化につれて自然に制限せらるゝに至れり、尙ほ普魯西兩方面の取引に従事せし英商人は多く倫敦リオン、ヨーク、ノルウヰッチ、ハール、ブリストル、ベバーレイ、コールチエスター、ボストンの如き北海方面よりの都市より來りしものなりとす。

基督教會と徴利問題(五)

高橋 誠 一 郎

十五

徴利寛恕の精神は徐々に成法中に喰ひ入れし。そは固より徴利自由の觀念を去ること猶ほ頗る遠しと雖も、然も一定の制度及び慣行は俗界の權威に依りて公然若しくは隱然の保護を受けて普及するに至れり。伊太利亞の諸市先づ範を示して、殆んど西歐の全部之れに従ふに至れり。而して利子の徴收が俗界の權威に依りて許容せられ得可きことは神學者の普く承認せる所にして(固より彼れ等は斯くの如き許容に従つて行動するは徴利者の良心を恕するものに非ざることと主張せりと雖も)アルベルタス・マグナスは「徴利は基督教法規の成全に悖ると雖も、少くとも公權威に背くことなき旨を承認し」(J. Rambaud, Histoire des Doctrines Économi-

た國家の徴利寛恕を是認せり。曰く「人法は、完全を缺ける者並びに一切の罪過を嚴重に禁壓し而して之れに對して刑罰を定めたりとせば多數の利益を剝奪せらる可き者の状態に鑑みて、一定の事物を所罰することなくして已めり。即ち人法が徴利を許容したるは、徴利を以て正義と一致するものと觀たるが爲めに非ずして、多數者の利益が阻害せらるゝを恐るゝが故なり」と(Summae, 2a, 2ae, q. lxxvii, a. 1, ad. 3.)。斯くて一千三百二十二年、佛蘭西王が一週一磅に就き一ツニアイを超過することなき徴利に對しては決して罰金を科し、若しくは之れを科せしむることなきを誓言したるの時、僧侶は這般の布告に對して暗黙の承認を與へつゝあるを見るなり。

逸失して今日に傳らざる *De Mercimoniis et Negotiationibus* の著者ガンのアンリ (Henri de Gand) は徴利問題に關する嫌疑者として民法學者を忌避し、彼れは彼れ等より教訓を得んと欲せずして、神學者及び哲學者より之れを期待する旨を主張せり。政府に對して徴利を寛恕す可らざる旨を勸告せる *Doctor Fundatissima* イー

シゲイウス・エー・コーラムニス (Egidio Colonna, Aegidius a Columnis) は兩替を以て異郷に於ける取引の純然たる必要によりて是認せらる可きものと思惟せり。彼れは前述せる其の師トーマスの意見に反對し (*De Regimine Principum*, II. iii. 11.) 而して Andreas de Rampnis はトーマスと同説なりしも、唯だ等しく教會法及び市民法上の罪惡たる徴利に關しては、教會の權威が第一に發言す可きことを希望せりと雖も (Nys, op. cit. p. 156.) Gerson の異名を以て呼ばれたる巴里大學名譽總長ジャン・シャルリエ (Jean Charlier) の如きに至りては更らにトーマスの所説を擴張して曰く「民法が一定の場合に於て徴利を寛恕したる時、そは常に神若しくは教會の法に違反するものと稱せらるゝを得ず。俗界の立法者は賢明なる醫師の態度を學んで行動し、より大なる害惡を回避するが爲めに、より小なるものを寛恕す。人々をして其の困窮に驅られて強奪若しくは偷竊を行ひ、又は不當に低廉なる價格を以て其の貨物を賣却せしむるよりも、困窮を救濟するが爲めに輕微なる徴利を許すは明かに害惡のより小なるものなり」と教へたり (*De Contractibus*, I. 4.)。而して又た同大學總長たりしジャン・ビュリードンは徴利の禁止及び許容は其の孰れかの方

策より生ず可き利益及び不利益に依頼するものなることを認めたり。而も彼れは徴利に對する國家の態度は決して寛恕の態度以上に出づ可きものに非ず、そは發動的に徴利を是認す可らず、唯だ之れを所罰することを暗黙に拒否し得るのみと辯明せり (Buridan, op. cit., Lib. IV, q. vi.)。ドミニカン派の修道僧にして一千三百二十六年に Meaux の僧正を爲れるデュラン (Durand (Durandus) de Saint-Pourçain) は輕微なる利率を以て貸金を行ふ可き中心力を創設するの意見を提唱し、シャルル五世の顧問たりしヒリッブ・ツ・メイズイェル (Philippe de Mezières) 亦た類似の計畫を建てたり。 (V. L. J. L. Brants, Philippe de Mezières—Revue Catholique de Louvain, 1880 參照)

ダンス・スコータスの學徒フランチスカス・ド・メイロヒス (Franciscus de Mayronis, François de Mayronis) は自然法は絶對に貨幣に對する利子を非とすることなしと做し、兩替 (Cambium) の如きすら、社會に取りて有用なるが故に、之れを以て神法によりて是認せられたる職業なりと思惟せり。即ち彼れの意見に據れば、兩替の術は相異なる國々に於ける通貨の不同なるに由りて、凡ゆる他種の商業と等しく自然なりと稱し、兩替人が其の勞働と煩勞とに對して一定の報酬を受理することを是認せり (Biel, op. cit., IV, xvii, 4)。

吾人は茲に徴利問題の分岐として生じたる「公債」「公質」「爲替」「地代徴收權買賣」及び「組合」に就きて一瞥を加ふるの要あり。

十六

「公質」(montes pietatis) の施設は多數の伊太利亞諸邦によりて行使せられたる公債の制度たる montes profani を典型として形成せられたるものなり。早く既に第十二世紀の中葉よりして、伊太利亞の諸邦は非常特別の必要に對して準備金を調達するが爲めに強制公債の手段に訴へ、而して市民の間に於ける不満の増長を防止するが爲めに、這般の債務に對し年々の歩合を支拂へり。ベネチア、フィレンツェ及びサエノツアに於ける類々たる貨幣借入は貸主の組合を誘起せり。mons 即ち「累積」は貸付を行ふの目的を以て集積せられたる基金の名稱なり。此の語はフィレンツェに行はれたる特殊の名稱にして、第十六世紀に至り他の地方に於ても一般に採用せらるゝに至りしものなりと云ふ。貸主が安全に徴利の罪を免るゝが爲めに、利子は單に好意上より支拂はれ、純然たる贈與として受領せらるゝものなる

ことを約定せられたり。即ち貸主は借手が感謝の表章として任意に借入金以上に支拂はんと欲する所のものは總べて之れを正當に受理するを得可きものにして、トーマスは恩恵に對する報酬は二個の關係に於て行はるゝを得可しと做せり。即ち一つの關係に於ては正義の債務として行はるゝなり、而して人は斯くの如き債務に對し確定の契約によりて責を負ふことある可し、而して其の高は受けたる恩恵に從つて量定せらる。是に由りて貨幣若しくは總べて其の使用が其の消費に存するが如き物件の借手は彼れが借入れに際して收受せるもの以上を返済するの責を有することなし、從つて又た彼れにして若し其の以上の償還を餘儀なくせらるゝとせば、そは正義に背反するなり。他の關係に於ては或る者の受けたる恩恵に對する償還の義務は友誼の債務に基けるものなり、而して這般の債務の性質は恩恵其の者の問題よりも、恩恵の與へられたる感情に依頼すること大なるものなり。這般の債務は斯くの如き償還の自發的性質を排除す可き一種の必然を包含する國法上の義務を伴ふことなし」と (Summae, 2a, 2ae, q. lxxviii, a. 2, ad. 2.)。

加之ならず、一定條件の下に於ては利附借入を行ふも不正に非ず。斯くの如き

場合に於て、貸主が貸與せられたる高以上の額を收受するは徴利の罪を犯すことゝ爲る可きも、而も借手は之れを支拂ふも同一様の罪を犯すものに非ざる可し。然れども利附借入にして是認せられ得るが爲めには、借手が自己若しくは他人の窮迫を救ふが如き、或る善良なる動機によりて動さる可きことを必要とするなり。トーマス曰く「人を罪に誘ふは決して正當に非ず」と雖も、善良なる目的の爲めに他人の罪を利用するは正當なり、蓋し神はあらゆる惡より一定の善を導くものにして、「彼れ」と雖も、一定の善の爲めに總べての罪惡を使用するが故なり。(中略)。從つて、人を誘つて徴利の状態の下に貸與せしめんとするは決して正當に非ずと雖も、借手にして自己又たは他人の窮迫を救濟するが如き、善良なる目的を企圖する者より利附を以て貸入を行ふは正當なり。(中略)。利附を以て借入るゝ者は高利貸の罪惡に同意するに非ずして、之れを利用するなり。又た彼れを満足せしむるものは高利貸の利子收納に非ずして、善良なる其の貸與なり」と (Ibid., q. lxxviii, a. 4.)。

然れども是れ等債權者團體が利子の支拂を強請する権利は各方面に在りて烈しく攻撃せられたり。殊にアウグスチヌス教國の Guido da Bello Regaldo 及び Gregorio da Rimini の如き鋒鋦最も鋭利なるものありしが、Pietro da Ancarano, Giovanni Andrea, Enrico di Ostia 等の如き神學者及び法曹は不本意ながら之れが権利を承認せざるを得ざりき。法王治下の羅馬は殊に多數の *monte* を生ぜしめ、其の持分 (*luoghi di monte*) は盛んに賣買せられたり。利子は高歩なりしも、政府は之れを順次減少し、一割より四分に低下せしめ、終には事實三分以上に出づることなからしめたり。Laurentius de Rodulphis は *De Usuris*, 1404 に於て是れ等國債及び之れに對する利子支拂の正當なることを辯護し、債券所有者は彼れ等の権利を賣却するの權利あることを論争せりと雖も、而も、其の正當に關して神學者等の間に斯くの如き爭議の存する権利の行使を廢す可き旨を善良なる基督教徒に勸告せり。(O'Brien, op. cit., pp. 195-196; Endemann, I. S. 32.)。概して徴利問題に關して嚴格なりしフイレンツエの大僧正アントニヌスも亦た同一の意見を持せり、彼れは公債證書の購入を持續する人々を金貸として取扱ひ、若しくは彼れ等が恕罪を受くることを妨止す可らざるを僧侶に勸告し、而して良心に對して不必要なる負擔を荷はしめ、又は貪慾を獎勵するの孰れをも避くることに意を用ふ可きことを説教者に警告せり。彼れは更らに論じて曰く、財富獲得の爲めに公債を購入するは罪惡なり、然れども單に或る人が其の身分に相當せる安定不動の所得を取得するの手段として之れを購入する時は罪惡に非ずと。(Ashley, op. cit., pt. ii, p. 449.)。

十七

然れども是れよりも遙かに熾烈なる論争は第十五世紀の後半を通じて伊太利亞全土に勃興し、第十六世紀を通じて和蘭に誘入せられたる公質店に就きて喚起せられたり。貧民をして私營銀行業者、特に猶太民族の經營せるもの、犠牲たらしむることなく、其の所有物を擔保として貨幣の融通を受くるを得せしむるが爲めに、這般の設備は緊急の必要と爲れるなり。第十五世紀の中葉以前に於ても、貧民に對して金融の機關を供ふるが爲めに國家は種々なる計畫を立てたりと雖も、而も何等の効果なくして終れり。フランチェスコ教團に對して窮迫せる借手の爲めに信用の便益を與ふ可き機關を構成するの可能性を暗示したるものは、恐ら

く前述せる公債の例なりしなる可し。最初の公質店が一千四百六十三年フラン
チエスコ教團によりてOrvietoに創設せられてより、そは急速に普及し、Perugiaには
一千四百六十七年 Viterbo には一千四百七十二年 Sevona には一千四百七十二年
Assisi には一千四百八十五年 Mantua には八十六年 Cesana 及び Parma には八十八年
Inferama 及び Lucca には八十九年 Verona には九十年 Padua には九十一年に其の設
立を見るに至れり。固より這般の機關は専ら仁慈を以て目的とせるものなるも、
幾許ならずして信徒の寄附を以て其の所要に應ずること能はざるに至りしを以
て獨立自營の途を開く必要に迫らるゝことゝ爲れり。斯くて Bernardino da Feltré
の提案を採用して、従前の無償貸付に代ゆるに、經營費を支辨するに足る少額の利
子を課することゝせり。

這般の利子徴收は前述せる *dannum emergens* の權利によりて克く是認し得可き
觀あるに拘らず、アウグスチヌス教團及びドミニク教團よりして激烈なる攻撃を
受けたり。即ち一千四百九十六年アウグスチヌス派の僧 Nicolò Barriano なる者先
づ *Tractatus de Monte impietatis* に於て這般の改革を攻撃し、次いで一千四百九十八年

ドミニク派の Temmaso da Vie (後の樞機員 Gaetano) は *De Monte Pietatis* を著して、公質
店は貸付の當初よりして利子を徴するものにして全然利子に關する前教旨に背
戻せるものなりと做せり。之れに對してフランチエスコ派の Bernardino da Busto
は一千四百九十七年、其の *Defensorium montis pietatis* に於て之れを辯護し、*De Rosellis*
等も亦た之れを擁護するに努めたり。而して教會の意見も亦た一般に公質擁護
に傾き、法王の直接保護の下に幾多の *montes* 設立せられしが、終に一千五百十五年、
リオー十世の第五ラテラノ法會議は之れを是認するに至れり。即ち其の裁斷
に曰く、*montes* にして他の方法を以てしては貸付を興ふること能はず、又た其の目
的が利得を行ふに非ずして、經常費を填補するに存するとせば、彼れ等は相當の利
子を要求するも正當なりと。此の法會議の教令が「貸主の側に於て、勞働、失費若し
くは危険を冒すなくして、夫れ自體に於て生産力なき或る物の使用より利得を取
得せんとする際に徴利は存するなり」と云へるは正當に其の當時に於て承認せら
るゝに至りし徴利の定義を明確に表示せるものと稱するを得可し (Luigi Cossa, *An
Introduction to the Study of Political Economy*, Eng. trans. by Louis Dyer, 1893, p. 153; Ashley,

op. cit., vol. i. pt. ii. p. 451; O'Brien, op. cit., p. 197.)

十八

「公質」と等しく徒らに議論の末に馳せて、精を極め、微を穿てるものは爲替に關するものなり。爲替を論ずる者は總べて之れを三種に分つ。第一は一地方に流通せる鑄貨を他の稱呼の鑄貨恐らくは又た同一稱呼なるも價值を異にせるものと兩替する普通の爲替料金 *cambium minutum*、第二は相異なる場所の間に於ける相異なる價值を有する貨幣の爲替料金にして、假想的輸送に對する報酬として是認せらるゝもの *cambium per litteras*、而して第三は價值同一なる貨幣の微利的爲替料金 *cambium sicum* なり。前二種の爲替料金は是認せられ得可きものなるも、最後のものは罪惡と看做されたり (Laurentius de Rodulis, De Usuris, pt. iii. Nos. 1-5.)。第三種のもの、即ち謂ゆる空爲替は爲替手形を利用して微利禁止法を回避するものにして、其の一例を擧ぐれば、借手がアムステルダム若しくは任意の外國都市に於ける假想的人物に對し當時の爲替相場を以て手形を振出し、之れを貸主に交付するなり。期間満了と共に該手形はアムステルダムより拒絶を受けて還附せられ、借手は戻

爲替料金及び附帶的失費を徴せらるゝなり。斯くの如くして該手形は事實上嘗て國外に出づることなきを以て二割乃至三割の利得を得ることゝ爲るなり。(P. Kelly, Summary of the History and Law of Usury, 1835, p. 18; O'Brien, op. cit., p. 157.)

聖トーマスは其の *Summae* 中に於ては爲替に就きて云ふ所なきも、而も *De Regimine Principum* 中に於て其の一定の仕組に對する必要を認めたり (ii. 13. — Cum enim extraneae monetae communicantur in permutationibus oportet recurrere ad artem camporiam, cum talia numismata non tantum valeant in regionibus extraneis quantum in propriis.)。Nicholas de Ausano は第十五世紀の初めに成れる *Summa Pisana* に對する其の註釋に於て曰く、campor (第十二世紀以來伊太利亞に於て兩替商を指して云へる名辭 — *Ny's*, op. cit., p. 203. 參照) は其の取引が利潤を得ることを唯一の目的として行はるゝことなく、又た其の收受す可き利得が其の場所及び時期の一般普通の算當によりて限定せらる可きものとせば之れよりして利得を收受するを得可しと。ガブリエール・ビエル (Gabriel Biel) は兩替商が家族を維持し、若しくは國家を益するの意志を有する場合に限り、それは正當にして、其の利得が公正を缺き適度を失せる場合には、其の契約

は微利的と爲ることある可しと説けり(Quat. Lib. Sent. IV. XV. II.)。即ち爲替に善説せる後期教會法學者は之れを以て一切の商業を律する一般法則を適用す可き商業の一種と看做すに於て一致せるものと稱するを得可し。(前掲拙稿「所有權と公正の價格」參照)。

本問題に關する最も完全なる論述は曩きに闡説せるトムマツン・ダ・ヴィオが一千四百九十九年の著 *De Cambiis* なり。彼れは爲替料金を正、不正及び疑問の三種に分てり。正當なる爲替料金を三種あり、第一は兩替人が其の勞働に對して相當なる報酬を受くるの資格ある *cambium minutum*、第二は兩替人が想像的運輸に對し貨銀(*merces*)を受くるの權利ありと看做さるゝ *cambium per litteras*、及び第三は兩替人が一地方より其の價值高き他の場所に貨幣を齎せる場合なり。不正なる兩替は其の契約が純然たる爲替の假面に覆はれたる微利的取引の場合なり。彼れは疑問とす可き兩替の條下に種々なる特殊の場合を論述せりと雖も、茲には之れを詳説するの必要を見ざる可し。而して後、トムマツンは歩を進めて正當と看做し得可き爲替は貸付の一種と稱せられ得可きや否やを論じ、兩替人が收受する所の

ものは總べて損失に對する賠償及び其の勞働、煩勞、失費及び危險に對する報酬にして、それは常に正當のものなりと論結せり。彼れは更らに進んで *cambium* に在りては貨幣は價值の尺度として思料せらる可きに非ずして、賣捌かるゝ貨物を以て觀る可きものなりと云へる重要な原則を表明せり (*Numisma quavis sit mensura et instrumentum in permutationibus; tamen per se aliquid esse potest.*)。此の論篇中に於て取扱はれたる最後の問題は兩替人の受くる利潤の限度なり、而して茲に爲替の契約は全然凡ゆる他の契約と相等しきことを明かにせり、即ち其の公正を決定するが爲めに設けたる至要の原則は兩當事者の間に於ける均等の遵守に存するが故なり (*O'Brien, op. cit., pp. 158-9; Brants, op. cit., p. 214 et seq.; Endemann, op. cit., II. S. 212.*)。次いで初め商人にして、後僧侶と爲れる *Siemese Tommaso Buoninsegni* の *Dei cambii*, 1573、更らに精細なる *Tractatus de cambis*, 1568、及び簡明なる教父 *Romualdo Coli* の *Trattato dei cambii*, 1612、等の出版を見たるが、最後に戻爲替計算書を伴へる爲替手形に關する論争を爲り、それは一千六百十九年には教父 *Bernardo Giustiniani* により、同二十一年には教父 *Ortenio Capellone* によりて攻撃を受け、同二十三年には *Antonio di San Salvatore* 及

び Basilio Alemanni の兩教父によりて辯護せられたり。(而してベルナルド・ダヴンツ
アチに Breve notizia dei cambi, 1581. の著あること吾人が曾つて述べたる所なり―拙
著「經濟學史研究」一八六頁)。

十九

宛も英、佛、伊の諸語に於ける「利子」(interest, intérêt, interesse)の語源が既述の如く損害
賠償に發すると等しく、獨逸語に於ける「利子」(Zins)は「地代」(rent, census, Zins)の購入
に發するものなり。地代買入は中世の後期を通じて最も廣く行はれたる投資方
法の一つに算ふ可きものなり。曩きに言へるが如く、土地は本來其の用を所有權
より引離して賣却し得可き物と解せられたるが故に、他人の土地を占有せる借地
人より其の所有者が地代を受理するの公正なることを承認するが爲めには何等
の困難存することなかりしなり。而して斯くの如き地代の受領者が第三者に對
して彼れの權利を賣渡し、而して第三者が借地人よりして其の地代を要求し得る
ことも亦た承認せられたり。若し借地法にして領主が依然土地の所有權を保留
しつゝある間は、借地人をして第三者に其の地代を支拂はしむるを困難ならしむ

るものありとせば、領主は先づ地代領收の權をも包含して其の所有を第三者に賣
却し、而して後、直ちに將來に於て其の特殊の地代徴收權を償還す可しとの義務を
帯びて之れを買戻すを得るなり。而して是れよりして僅かに一步を進むる時は、
土地の所有者が全然新たなる地代を設定し、之れを賣却して貨幣を調達するの權
利を許容することゝ爲る可し。初め斯くの如き權利は専ら農作地に於てのみ設
定せられしものなる可きものも、應がて町民も亦た之れに倣ひ、管だに都邑の土地
に其の設定を見たるのみならず、賃貸によりて一定の收入を取得し得可き家屋、工
場、店舗、畜舎、並びに凡ゆる永續的収益權、例へばトールの權利の如きものに對して
も普く行はることゝ爲れり。(Max Weberの所言に従へば、Arnold等の研究の結果
は地代購入は都邑に於ける不動産の賃貸借關係より次第に發達し來れるの事實
を明かならしめたりと言ふ。Zur Geschichte der Handelsgesellschaften im Mittelalter, 1889,
S. III; Ashley, op. cit., pp. 477-8.)。賣手が徴收權を買戻し得るの高を賣渡證書中に
明記すること早くよりして行はれたるが、市府及び地方の有司は屢々一切の徴收
權が一定年限間の賃子に相當する價格を以て買戻さる可きことを規定せり。一

千二百四十年リューベックに於ては凡ゆる將來の徵收權は初め之れに對して支拂はれたる高に於て買戻さる可きものと定められ、パールの如き繁盛なる土地に於ては、一千四百四十一年、二十年買と定められ、農業を専らとする普魯西に於ては一千四百三十八年には十二年買、之れよりも數ヶ年以前には十年買と定められたるが如き是れなり。一時的動搖に伴れて買戻の價格は臆がて原則として同一高の徵收權に對する購入の價格と等しきものと爲る可きが故に、前記の規定は斯くの如き方法を以てする資本投下より期待し得可き報酬の割合を其れ其れ五分、八分五厘及び一割と定むるに等しきものなり。(Ashley, op. cit., pt. ii, p. 407.)

地代購入の慣行は固より一定の必要に應ずるが爲めに當時の事情に由りて自然に發達したるものにして、單に徵利禁止法回避策として案出せられたるものに非ずと雖も、而も恐らく是れよりして歩合の觀念は、謂ゆる「利子」の徵收方法中に誘入せられたるものなる可し。而して之れに對する教會及び教會法學者の態度は如何なりしか。土地の所有が現實に借地人若しくは他の受領者に讓渡せられたる場合に設定せらるゝ地代、即ち *census reservativus*、及び依然之れを支拂ふ可きこと

を契約せる者の領有裡に存する財産の上に創設せられたる地代、即ち *census constitutivus* との間の區別は、地代徵收權が現代的意義に於ける利子と殆んど相異なることなきに至り、全般の問題が空前の精細なる分拆を受くるに至りたる第十六世紀の末に於て論議の題材と爲れるものなり。地代徵收權の正當なることが神學者の間に問題と爲ることなかりし最好の證左として觀る可きものは、特に獨逸に於て、其の最も一般に行はれたること明かなる時代に在りて、之れに關する論争存せざりしことなり。(Erdmann, op. cit., II, S. 104.; Ashley, op. cit., pp. 408-9.; O'Brien, op. cit. p. 203.)

地代徵收權購入の問題を詳細に論述したる最初の一人として擧ぐ可きは初め巴里大學に教鞭を執り、後、一千三百八十三年、ハインリッヒ・フォン・オイタ (Heinrich von Hoyta) と共に維納大學教授に任命せられたるハインリッヒ・フォン・ランゲンシュタイン (Heinrich von Langenstein, Henricus de Assia) なり。彼れは、經濟、財政及び信用論の全體系を形成する其の *Tractatus bipartitus de contractibus emtionis et venditionis* に於て、地代徵收權の購入は其の目的が老後の爲めに備へて窮迫の憂なからしめ、又はは

教會若しくは國家の勤務に従事せる者の爲めに確固たる所得を支給するに存する時は正當なりと説けり。而も貴族をして豪奢安逸なる生活を行ふを得せしめ、又は庶民をして正直なる勞苦を廢棄するを目的とする時はそれは不正のものとな爲るなり。蓋し斯くの如き場合には、吾人は自己の額の汗によりて食を得可しと云へる神の命令を侵犯するものあればなり。而して彼れは地産が過重なる負擔を帶ぶるの虞れあるを慮り、俗界の君主に勸告するに之れを限定する方法を取る可きことを以てせり。即ちランゲンシュタインは地代徴收權を以て徴利の如く、其れ自體に於ては不正に非ず、唯だ單に個人に取りては容易に罪惡の可能的原因とな爲り、社會に取りては經濟的損害を醸生するものと觀たること明かなり。而して彼れの所論は其の後多數論客の踏襲する所とな爲れりと云ふ(Ashley, op. cit., p. 409; Roscher, Geschichte, op. cit., S. 20; Endemann, op. cit., II. S. 190.)。

第十五世紀に至つて法王は地代徴收權に關し明確なる宣言を行へり。宗教團體の収入の大部分は地代徴收權より成る所なりしが、一千四百二十五年ブレスラウの僧正管區に於て數名の人々は之れを以て徴利なりと主張し、以て其の土地の負擔せる地代を僧侶に支拂ふことを拒絶せり。是に於て乎、同僧正は法王マルティヌス(Martinus)五世に訴へて其の意見を徴することゝ爲れり。法王の告書は一定の條件を遵守す可きことを條件として地代徴收權の罪惡に非ざることを宣明せり。即ち其の條件の主なるものを擧ぐれば、第一に是れ等のものは土地及び其の他の不動産(*super bonis suis, dominiis, oppidis, terris, agris, praediis, domibus et hereditibus*)に對して設定せられ、而して豫め確定せられざる可らず、第二に過當に失するとなく、買入金に對する七分乃至一割を越ゆ可らず、第三に初め賣渡されたと同一の高を償却して隨時に其の全部若しくは一部を買戻し得可きものたらしめざる可らずと云ふが如き是れなり。他方に於て支拂人は假令ひ地代を課せられたる物件が滅失するも尙ほ其の意思に反して收受者に對する買入金の償還を強制せらる可きものに非ず。即ち換言すれば地代徴收權設定の契約は賣買契約にして、貸借のそれに非ざりしなり。同法王の告書は過去一百年間、洵に又た記憶の存せざる時代より徴收權の賣却者に一定の價格を以て之れを買戻すことを許容するは獨逸に於ける通則なりしことを宣明せり(*Extravantes Communes, III. v. i.*)。同様の

回答は一千四百五十五年、カリクスタス (Calixtus) 三世によりて同様の紛紜に煩されつゝありし Merseburg の僧正に與へられたり (Ibid., c. 2)。而して是れ等の兩裁斷は第十五世紀を通じて一般に則らるゝ所と爲れり。

第十五世紀に於ては徴收權は一定の明確なる永續的所得の泉源たる可き一定の永續的財産 (res frugifera) に基礎を有せざる可らず、即ちそは census realis たらざる可らずとの原則普く認められ、地代徴收權は惟り其の用を所有權より分離し得可きものゝ上に課せしめらる可きにして、然らざれば徴利の臭味を帶ぶるものなりと主張せられたり (Biel, op. cit., IV. xv. 12)。然るに早く既に一千四百五十二年、ニコラウス (Nicholaus) 五世の告書はアラゴン及びシリア王國に對して例外を設け、動産上の賃子徴收權を許容せり。蓋し是れ等王國の人民は徴利貸付に由りて甚だしく惱されつゝありしが故に、其の動産物件若しくは其の一般の信用に基ける契約を締結するを得せしめ、謂ゆる census personalis を許容するは大なる罪惡に代ふるに小なる罪惡を以てするものなりと論せられたるなり。而も這般の許容は純然たる地方的のものなりしが、第十六世紀の初葉に至り最も卓越せる數多の神學

者 Major 及びハイムンゲンの Summenhart の如きは其の擁護に着手せり (Roscher, Geschichte, S. 22; Funk, op. cit., S. 56)。然れども宗教改革に對する反抗の氣運は此の點に關しても亦た更らに峻嚴なる意見に復歸せしめたり。而して一千五百六十八年ピウス (Pius) 五世の告書 Cum onus は改めて確然たる果實を生ず可き基礎が絶對に必要なことを最も明瞭なる形態を以て宣明せり (Ashley, op. cit., p. 452)。而して宗教改革家中に在りてもルーテル (Martin Luther) の如きは一千五百十九年の説教及び同四十年の小冊子に於て、地代徴收權が一定面積の土地の上に存し、其の歩合が低廉にして、而して投資者が土地の被る危険即ち季節より生ずるものゝ如きを分擔する際にのみ是認し得可きものなりと做し、都邑が一定面積に對して負擔を帶ばしむることなく、其の共有地の一般擔保に對して借入の契約を行ふの慣行に全然反對し、而して又た工匠の熟練の如き無形の物件に對して負擔を課すること、即ち謂ゆる census personalis を絶對に非難せり (Schmoller, Ansichten, op. cit., Ss. 107, 108, 109, 113; Ashley, op. cit., p. 457)。

(附記) 英國に於て Census を稱して rent-charge と云ふは土地が其の支拂に對する苦痛を負

はせらるゝに發せらるゝものなり云ふ (Sir William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, Br. II, p. 42). 尙ほ郡邑の家屋及び土地に對して rent-charges を設定する慣行が英國都市に於て一般に行はれたるの事實は Statutes of the Realm, 1810, III, 505, 506, 531, 768, 769: 等によりて推定するを得可し。

(未完)

慶應義塾の

三田通りの

カフェー

米

華堂

電高輪二二六六

●アイスクリームとソーダ水

●アイスコーヒーと紅茶

●宴會至便料理と菓子御存じの美味